

接骨院にかかったときは

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージの施術を受ける場合、健康保険が使えない場合があります。かかり方を正しく理解し、適正な受診をお願いします。

▼接骨院・整骨院など柔道整復師の施術を受ける人へ

接骨院・整骨院は柔道整復師が施術する施設であり、医療機関ではありません。そのため健康保険が使える範囲は限られます。また、施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師に相談してください。

保険が使える施術

- ・捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）
- ・骨折、脱きゅうの応急手当
- ・医師の施術同意書がある骨折・脱きゅうの治療



保険が使えない施術

- ・整形外科などの医療機関で同部位の受診がある
- ・疲労や年齢からくる慢性的な肩こりや腰痛、体調不良
- ・スポーツ後の筋肉疲労・筋肉痛
- ・症状の改善がみられない長期の治療



▼はり・きゅう、マッサージの施術を受ける人へ

はり・きゅうで保険適用できるものは特定の病気（神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩など）の痛みなどに限られ、医師の同意書・診断書が必要です。また、マッサージで保険適用できるものは医師より医療上マッサージが有効と認められた場合で、はり・きゅうと同様に医師の同意書・診断書が必要です。

▼施術内容について確認することがあります

通院するときは療養費支給申請書に記載される負傷原因、負傷名、日数、金額などを確認し、自筆で署名をしてください。また、領収書を保管し、医療費通知で金額や日数の確認をしてください。国保年金課から施術を受けた人へ、施術日や施術の内容を確認する場合があります。



災害そのとき どうなるの??

りさい 罹災証明書ってなに?

問 税務課固定資産税係 ☎95-9879

災害などで住家が被害にあった場合、生活再建のために罹災証明書を市が発行します。

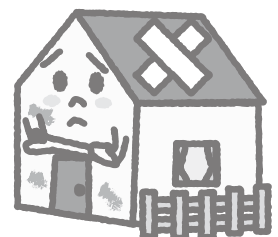
▼罹災証明書とは?

罹災証明書とは、災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波といった自然災害）による住家の被害について、その被害の程度について証明するものをいいます。

被害の程度は、「災害の被害認定基準」などの国による通知、指針に基づき、交付申請受付後、調査を実施し、判定します。罹災証明書の発行には申請が必要です。

▼どういった時に罹災証明書が必要になるの?

罹災証明書は、様々な公的・私的支援を受ける際の判断材料となります。
公的な支援…仮設住宅の貸与、被災者生活再建支援制度、各種税の減免 など
私的な支援…各種保険、義援金配分、職場からの見舞金 など



▼被害状況は写真に撮っておきましょう!

片づけを行う前に被害状況を写真に撮っておくことで、調査時間が短縮でき、皆さんの負担軽減につながります。また、より適正な判定にもつながります。